

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
インドネシア	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な1.学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2.上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	117,000千円 H16.3.31まで	H16.2.12 ジャヤカル タで (同日)	日本側 飯村豊在 インドネシア側 マカリム・カイビン ア・ア・太平洋・アジア総局長	H16.9.9 584号
インドネシア	食糧増産援助に関する日本国政府とインドネシア政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	600,000千円 H17.3.18まで	H16.3.19 ジャヤカル タで (同日)	日本側 飯村豊在 インドネシア側 スジャヤブ ナン・バルノハディ グラット外務省次官	H16.9.17 610号
インドネシア	ジャヤカルタ市内貧困地域排水改善計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア政府との間の交換公文	ジャヤカルタ市内貧困地域排水改善計画を実施するために必要な1.車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2.上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	335,000千円 H17.3.18まで	H16.3.19 ジャヤカル タで (同日)	日本側 飯村豊在 インドネシア側 スジャヤブ ナン・バルノハディ グラット外務省次官	H16.10.1 640号
インドネシア	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な1.学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2.上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	246,000千円 H17.3.31まで	H16.6.25 ジャヤカル タで (同日)	日本側 飯村豊在 インドネシア側 マカリム・カイビン ア・ア・太平洋・アジア総局長	H16.10.1 641号
インドネシア	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な1.学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2.上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	475,000千円 (H16年度 55,000千円) H17.3.31まで (H17年度 205,000千円) H18.3.31まで (H18年度 129,000千円) H19.3.31まで (H19年度 86,000千円) H20.3.31まで	H16.6.25 ジャヤカル タで (同日)	日本側 飯村豊在 インドネシア側 マカリム・カイビン ア・ア・太平洋・アジア総局長	H16.10.18 678号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
インドネシア	主要空港・港湾施設安全対策拡充計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア政府との間の交換公文	主要空港・港湾施設安全対策拡充計画を実施するために必要な 1. 機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の機材の操作指導に必要な役務の供与	747,000千円 H17.3.31まで	H16.7.26 ジャヤカル タで (同日)	日本側 飯村豊在 インドネシア側 マカリム・ウアイビソンノ・アフリカ総局長	H16.11.15 727号
インドネシア	生物多様性保全センター整備計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	生物多様性保全センター整備計画を実施するために必要な 1. 生物多様性保全センターの整備に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	2,172,000千円 (H16年度 214,000千円) H17.3.31まで (H17年度 1,755,000千円) H18.3.31まで (H18年度 203,000千円) H19.3.31まで	H16.7.26 ジャヤカル タで (同日)	日本側 飯村豊在 インドネシア側 マカリム・ウアイビソンノ・アフリカ総局長	H16.11.15 728号
インドネシア	グレンツク火力発電所3号機及び4号機改修計画に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	グレンツク火力発電所3号機及び4号機改修計画を実施するために必要な 1. 火力発電所の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,985,000千円 (H16年度 512,000千円) H17.3.31まで (H17年度 1,473,000千円) H18.3.31まで	H16.7.26 ジャヤカル タで (同日)	日本側 飯村豊在 インドネシア側 マカリム・ウアイビソンノ・アフリカ総局長	H16.11.17 741号
インドネシア	東西サトウカンガラ州地方給水計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	東西サトウカンガラ州地方給水計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 資材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	223,000千円 H17.3.31まで	H16.7.26 ジャヤカル タで (同日)	日本側 飯村豊在 インドネシア側 マカリム・ウアイビソンノ・アフリカ総局長	H17.6.27 523号
インドネシア	市民警察化支援計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	市民警察化支援計画を実施するために必要な 1. 機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	518,000千円 H17.3.31まで	H16.9.17 ジャヤカル タで (同日)	日本側 飯村豊在 インドネシア側 マカリム・ウアイビソンノ・アフリカ総局長	H17.4.5 184号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

インドネシアとの無償資金協力取極一覽

相手国政府・国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
インドネシア	東サトウシガラ州橋梁建設計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	東サトウシガラ州橋梁建設計画を実施するために必要な 1.メヌ橋及びフレアトウアツトウア橋の建設に必要な生産物及び役務の供与 2.上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	938,000千円 (H17年度 173,000千円) H18.3.31まで (H18年度 366,000千円) H19.3.31まで (H19年度 321,000千円) H20.3.31まで (H20年度 78,000千円) H21.3.31まで	H17.8.29 ジャヤカル タで (同日)	日本側 飯村豊在 インドネシア側 ヘリヤン ト・ス・アプラフ・アフリ カ総局長	H17.10.13 1004号
インドネシア	国家警察組織能力強化計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	国家警察組織能力強化計画を実施するために必要な 1.機材及びその据付けに必要な役務の供与 2.車両及びその調達に必要な役務の供与 3.上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	449,000千円 H18.3.31まで	H17.9.15 ジャヤカル タで (同日)	日本側 飯村豊在 インドネシア側 スジャヤト ナン・バルノハデ グランツト外務省次官	H17.10.11 988号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
 (注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
 (注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
 (注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。